

負担限度額認定（食費・居住費の軽減）の申請について

介護保険の施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設）及び短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）を利用するときの食費と居住費は、利用者が全額自己負担することとなっております。

ただし、一定の低所得要件を満たした場合、所得に応じた限度額が設けられており、食費と居住費が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要となるため、以下の要件を満たす方は申請をしてください。

※有料老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者住宅、デイサービスには適用されないため、これらの施設を利用されている方は申請の必要はありません。

■該当要件

利用者負担段階	該当となる収入等要件		預貯金等 資産要件
第1段階	生活保護受給者※1		
	町民税非課税である老齢福祉年金受給者		単身 1,000万以下 夫婦 2,000万以下
第2段階	世帯員及び配偶者が町民税非課税	前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金※2収入額の合計が80万以下	単身 650万以下 夫婦 1,650万以下
第3段階①		前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金※2収入額の合計が80万超120万以下	単身 550万以下 夫婦 1,550万以下
第3段階②		前年の合計所得金額、課税年金収入額、非課税年金※2収入額の合計が120万超	単身 500万以下 夫婦 1,500万以下

※1 生活保護受給者は預貯金等の要件がありません。

※2 非課税年金の主な種類としては、障害年金や遺族年金があります。

■申請に必要な書類

- 負担限度額認定申請書 ●同意書
- 本人と配偶者の預貯金通帳等、資産の金額が分かる書類のコピー（詳しくは裏面を参照）
（通帳は最新の情報を記帳し、直近3ヶ月前までの残高が分かるようにしてください。）

※原本をお持ちいただいた場合、役場でコピーを取ります。

■一日あたりの基準費用額及び負担限度額

利用者負担段階	食費		居住費				
			ユニット型		従来型個室		多床室
	施設サービス	ショートステイ	個室	個室的多床室	特養等	老健、療養等	
基準費用額	1,445円	1,445円	2,006円	1,668円	1,171円	1,668円	特養等 855円 老健等 377円
第1段階	300円	300円	820円	490円	320円	490円	0円
第2段階	390円	600円	820円	490円	420円	490円	370円
第3段階①	650円	1,000円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円
第3段階②	1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円

負担限度額認定の申請に必要な添付書類について

■預貯金等の資産の例及び必要な添付書類

資産の種類	審査 対象資産	添付書類など
預貯金（普通・定期）	○	通帳の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し） ※下記が確認できる部分の写し ①金融機関名・支店・口座番号・名義が分かる部分（見開きのページ） ②最新の残高が分かる部分（申請する前に記帳し、直近3ヶ月前までの残高が確認できるようにしてください。）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	○	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	○	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	○	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金（タンス預金など）	○	自己申告 （申請書に金額をご記入ください。）
負債（借入金・住宅ローンなど）	○	借用証書など
生命保険	×	
自動車	×	
貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）	×	
その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	×	

■問い合わせ先

〒039-0198

青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43番地

三戸町役場 健康推進課 高齢者支援班

TEL：0179-20-1153 FAX：0179-20-1105